

健康ちば21（第2次）の概要

1 計画の位置づけ

健康増進法第8条による都道府県健康増進計画。県民の健康づくりに関する計画であり、「千葉県保健医療計画」など他の県計画と整合を図る。

2 計画の期間

・当初、平成25～令和4年度までの10年計画で、5年目の平成29年度に中間評価を実施した。

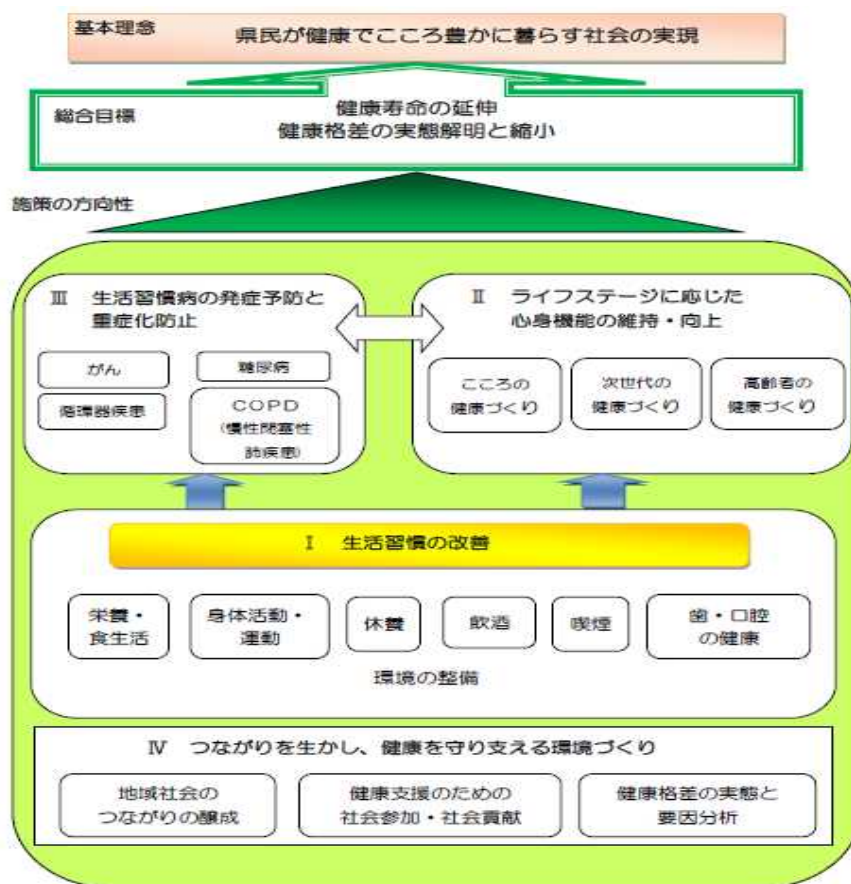
・令和3年8月4日付の国の告示により「健康日本21（第二次）」の計画期間が1年間延長され、令和5年度までとなったことから、「健康ちば21（第2次）」についても令和5年度まで計画期間を延長し、平成25年度から令和5年度までの11年間とした。

3 計画の概念

基本理念：県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現

総合目標：①健康寿命の延伸、②健康格差の実態解明と縮小
施策の方向性（4つの柱）：

- I 個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備
- II ライフステージに応じた心身機能の維持・向上
- III 生活習慣病の発症予防と重症化防止
- IV つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり



4 中間評価の結果について

働く世代の食生活や運動習慣、休養等の健康課題が明らかになり、計画後半、働く世代の健康づくりについて推進していくこととした。